

『古今集』六義の原拠について 田中和夫

— 中国詩論の六義説を通して —

『古今集』眞名序・仮名序には、それぞれ「和歌有六義」あるいは「そもそも歌のさま六つなり、唐のうたにもかくぞあるべき」と、『毛詩』大序にいわれる六義が引用されている。

『毛詩』大序にみえる六義の解釈は、中国古典解釈史上も一定にさだまったものではなく、時代により、あるいは説く人により、さまざまに考えられてきている。和歌の六義はそうした中のどれに最も近いものか、和歌六義の直接の原拠になっているものはどれか、という所謂和歌六義の原拠について、これまで多くの人々によって論じられてきている。(1)

本稿では、この両序の六義について、『毛詩』大序をはじめとする、『文選』序、『詩品』序といった中国詩論、『毛詩』注、『周礼』注、『文鏡秘府論』所引の中国詩論等を通じてみた場合、その原拠はどのように定められるべきものか、ということを中心にして考えてみたい。

『古今集』の注では、その最も早い時期から、六種のうたのさまとその例歌とのつながりを『毛詩正義』の解する六義説で理解しよう

うとしている。(2)

まず、仮名序の例歌に付されている古注の六義解釈は、『毛詩正義』の六義説によったものと考えられる。(3)

これを初めとして、以後『正義』の六義説によるものがあらわれ、同時にそれによる解釈の矛盾が示されることにもなる。

たとえば、顯昭による『古今和歌集序注』上(類従本)に引かれる「公任卿注」には、「抑風雅頌者異体、賦比興者異詞。以彼三詞、成此三形、云々」とあるが、これは『毛詩正義』関雎・序疏の「風雅頌者詩篇之異体、賦比興者詩文之異辞耳。……用彼三事、成此三事。」とほぼ同文であり、『正義』の所説を用いたものに外ならない。

つまり、風・雅・頌は詩体を中心とした分類であり、賦・比・興は詩の表現上の分類、すなわち詩の修辭上の分類であるとする考え方をういたことになる。そうすると、風・雅・頌にそれぞれ賦・比・興といった表現法が含まれることになり、風・雅・頌は『毛詩』の詩篇である国風、小雅・大雅、頌という詩篇であることになる。

これに沿って『古今集』仮名序の六つを考えると、風・雅

・頌にあたるそへ歌・たごと歌・いはひ歌と賦・比・興に相当するかぞへ歌・なずらへ歌・たとへ歌は異つた範疇のうたと見なさねばならなくなってしまう。こうした事を明言はしていないが、仮名序の例歌の古注の中ですでに、「おほよそ、六種に分れむことはえあるまじきことになむ」と、和歌を六つに分類することへの批判を示している。

このように、和歌の六義を「毛詩正義」に説く六義で解釈すると説明のつけにくい点があることから、仮名序の六種のうたのさまは仮名序作者の独自の分類なのだとする考えも出ることになる。「公任卿注」を引く顯昭の「古今集序注」上に、次のように記される。

今按、六義歌各別也。而或人等一首中、可修六義、如詩云々。無其謂也。詩者詞惟多、不似和歌歟。然者其名者、准詩雖立之、

其体別歟。（『群書類従』巻286）

今按ずるに、六義の歌はそれぞれ歌体の異つた歌である。ところが、ある人達は、「和歌の一首の中にも、それぞれ六義があるべきであるのは、詩経の詩の場合と同じであり、云々」といっている。こうした議論には論拠がない。詩経の詩は文字が大変多く、（わずかに三十一文字）の和歌とは異っている。だから、（そもそも歌のさま六つなり、あるいは和歌に六義有り、とする）和歌の六つの名称は、詩経に従つてこの名称をつけたにせよ、その歌体はそれとは別のものである。

六義という名称だけ借りて、実は独自に和歌を分類したものとされている。

しかし、仮名序には「唐のうたにもかくぞあるべき」とあることを考慮に入れれば、六種のうたのさまは、中国詩論の六義と別の分類であるとするのは無理であるろう。就中、「毛詩」大序の六義を用いていることは、ほぼ疑問の余地がない。

【毛詩】大序（関雎の序）には次のように見えている。

風風也。教也。風以動之、教以化之。……故詩有六義焉。一曰風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌。上以風化下、下以風刺上。主文而譎諫、言之者無罪、聞之者足以戒、故曰風。……

是以一國之事、繫一人之本、謂之風。言天下之事、形四方之風、謂之雅。雅者正也。言王政之申廢興也。政有大小。故有小雅焉、有大雅焉。頌者美盛德之形容、以其成功、告於神明者也。是謂四始。……

この序で見る限り、賦・比・興は何を言ったものかわからないが、風・雅（小雅・大雅）・頌は各々『毛詩』の篇々の部立てと、それらの詩の表現機能をあわせて言ったものと考えることができると。つまり、一人の喜怒哀楽にもとづいて、一國の事を言いあらわしたような詩篇が風であり（それらを集めたものが『毛詩』の篇々の部立ての國風となる）。天下の事を言い、四方諸國のありさまを表した詩が雅であり、それらの詩篇を集めたのが小雅・大雅となる。小、大の区別があるのは政治に大小の区別があるからである。頌は祖先の盛徳の形容をあらわし讃えてその功の成し遂げられたことを神靈に告げるような機能をもつ詩篇。そのような詩の集合が頌という部立てともなる。

これらの風・雅・頌について、今特に風について、仮名序の該当例歌を比較してみる。風に相当するそへ歌には、

そへうた、おほささぎのみかどを、そへたてまつれるうた、
なにはづにさくやこのはな冬ごもり
いまははるべとさくやこの花、といへるなるべし。

この「そふ」という意味は、清輔『奥義鈔』には「そふと云は、題をあらはにははずして、義をさとらする也。故に風をそへ歌と云ふ」（歌学大系本）とある。（4）これは「毛詩」序の「風以動之、教以化之。……主文而誦諫。」「風が物を打ちなびかすように人の心を動かし、教化し、また文のある言いまわしにより諷諫する」という部分、あるいは「風風也。」「風とは諷である」という意味の風と抵触するものではないと思われる。そへ歌に関しては、「毛詩」大序の風より、たとえば『文鏡秘府論』に引かれた諸説の方が、仮名序例歌の内容に則しているとは言えないであろう。たとえば「秘府論」に引かれる王昌齡・釈皎然の風の説
体一国之教、謂之風。閔隹・麟趾之化、王者之風也。鵠巢・駒虞之德、諸侯之風也。王云、天地之号令曰風、上之化下、猶風之靡草。云々

これらが、毛詩の風の意味する所と大きく違っているとは言えず、ほぼ同じ内容である。『秘府論』より、毛詩の序の方により「政教的したたかなる意味」がある（能勢氏前掲論文）とするのはいきすぎと言わねばならない。政教的に解しているのは、『秘府論』所引の王・皎説とも同じであろう。

雅・頌に相当するただごと歌・いはひ歌に関しては、紙幅の都合上、略に従うが、これらも、毛詩序の部分的な運用と考えるべきも

のと思われる。

以上のような風・雅・頌の三体については、毛詩序の意味するものと、仮名序の例歌との間で、全く相入れぬものであるとするほどの理由は見出されない。そのあげられた例歌が適切であるかどうか程度に差こそあれ、仮名序は、その大筋に於いて、風・雅・頌の三体については毛詩序の要訣をとって例歌を選択したといつて良いであろう。厳密に言えば、部分的撰取であるとする幅の含んだ問題ではあるが、異った言語を用いた詩文相互での受容に於いては、部分的切り落しは、むしろ避けられぬのが当然であろう。

このように見ると、和歌六義の原拠を定めるためには、毛詩序には何等の説明の加えられていない賦・比・興と、それに相当する「かぞへ歌・なずらへ歌・たとへ歌」との関連性を中国詩論のどの典籍の所説を媒介とすれば、合理的に理解しやすいかということが明確にされねばならないと思われる。

その中で、これまでも定めにくいとされている賦について取り上げようと思う。中国詩論の中で、賦に関するものとしては次のようなものを主なものとしてあげることができる。

賦之言鋪、直鋪陳今之政教善惡。（『周礼』鄭玄注・六詩）

賦のいみは鋪である。今の政治・教化の善惡をありのままに鋪き陳ねたもの。

また

詩文直陳其事、不譬喻者、皆賦辭也。（『毛詩正義』大序六義）

ある事柄をありのままに記し、比喩をしないもの。
あるいは

直書其事、寓言写物、賦也。（『詩品』序）

事柄をありのままに記述し、言語に託して物を描写するもの。

さらに『文鏡秘府論』所引の皎然・王昌齡の説には、

皎曰、賦者布也。匠事布文、以写情也。

皎いう、賦とは布くこと、趣向をこらし、文を飾って情を描写することである。

王曰、賦者錯雜万物、謂之賦也。

王いう、賦とは多くの物をまじえること、とある。

これら賦に関する説と、仮名序の例歌とを比較してみると、かぞへうた

さくはなにおもひつくみのあぢきなき

身にいたづきのいるもしらずて

『拾遺集』巻7・物名の部にある歌である。この例歌をあげた作者の意図がどのようなものか明瞭ではないが、この歌は、一首の中につくみ、いたづきの二語が錯綜して読み込まれ、表現効果を高めていることに特長があり、「物名は一首中に他物を錯雑せしむるといふ特色を持つ」（能勢氏前掲論文）とするならば、これに適応するものとしては、積極的には、『詩品』序、『秘府論』所引の王（昌齡）説、より消極的には、『正義』の賦の説をあげることが出来るであろう。

比・興については繁を厭うて、その結論だけを掲げれば、比については、『周礼』鄭玄注、『毛詩正義』六義、『詩品』序、『秘府論』所引皎説・王説等のどれを取ったとは決めになく、すべてに通ずることであると考えられる。また興については、そのたとへ歌の例歌とくらべてみると、上記諸文献の中で鄭玄の注を除けば、すべてあてはめて両者のつながりを説明できると言える。積極的にどれ

でなければならぬとするほどの強い因果関係をどれか一つの典籍に見出すことは出来にくいようである。

以上のように見てくると、毛詩序に説明のない賦・比・興について、それらに相当すべき「かぞへ歌・なすらへ歌・たとへ歌」とそれら賦・比・興両者間を効果的に結びつける六義の説をどれか一種の典籍のものに限定してしまうことは困難であると言わざるを得ない。

風・雅・頌はおおむね、毛詩序に解かれているものの部分的撰取であると考えられるが、賦・比・興に関しては、その原拠典籍を定めることは不可能と言わざるを得ない。

例歌をどのように解釈するか、その解釈に従って、その原拠をどのように定めるかについても変わってしまうという要素が強く、結局、主観的・印象的例歌解釈に頼らざるを得なくなるからである。

このことは、もちろん風・雅・頌についてもあてはまることであり、仮名序の六義の名称とその例歌とから、その原拠として中国詩論のある特定の典籍の六義説を措定することは、例歌をどのような歌として理解するかという、かなり不安定なものを基礎と推論しなければならぬということからも、また中国詩論そのものの六義の意味するところの不確定さからも、無理なことであると言わなければならない。

仮名序の和歌六義は、六義を詩体別、修辭別とに分けた『毛詩正義』の解釈に従っていないことだけは確かであるが、それ以上、具体的な典籍に原拠を求めることは、妥当性を欠くと言わねばならない。むしろ、中国詩論の六義の主な説を広く参看し、その特質的な

ことのみを部分的に取り入れて、和歌六義を定めようとしたと考え
るべきであろう。先行諸説の中では、②の立場が、その実情に適し
ているのではないかと判断される。『秘府論』所引の王・皎説は仮
名序の六義に近いものがあるが、これのみに原拠を求めることはや
はり無理であろう。

このように和歌六義の原拠となる六義説をもつ典籍を広い範囲で
考えることが最も妥当ではあるにせよ、次のようなことが考えられ
てよいのではあるまいか。

つまり、この仮名序の「うたのさま六つ」としてあげられた例歌
は、もともと、仮名序に付されていなかったのではないかという
ことである。

何故ならば、『毛詩』大序、『周礼』大師、「文章流別論」（『芸
文類聚』所引、『芸文類聚』は当時よく行われていた。）、『文
選』の序、あるいは『詩品』序（これは賦・比・興の三義のみ）な
ど、中国論詩の中で六義を用いている主なものには、すべて例とな
る詩文は全くあげられていないからである。「有六義、一曰風、二
曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌」という言い方は六義を言
い出す場合の一つの型なのである。また、おそらくは、仮名序より
も先に書かれたと思われる眞名序（5）にも、例歌は引かれていな
い。つくられた成立年代は明確ではないが、『新撰和歌髓脳』の和
歌六義の部分にも、例歌はあげられておらず、さらに古今集の版本
からみても、例歌の付されていない版本として陽明本のあることが
報告されている。（6）

もしも、このように例歌の存在を疑うことになれば、仮名序で一
つ一つ名称まで定められた六義は実体不明のものとなり、意味をな

さないのではないかと考えることが出来るかも知れない。それに
ついては、仮名序の作者にとつては、六義がどのようなものである
のかといったことを取扱うとする立場をとったのではなく、六義そ
のものを和歌論に導入することに意義があるとする立場をとったた
めであると考えることができる。つまり、六義の分析が仮名序作者
の中心意図ではなく、六義という名称を導入することそれ自体が、
作者の中心意図であったと思われる。（7）

そうであればこそ、仮名序六義の原拠典籍を定めることに不確定
要素の多すぎることが理解されるのではあるまいか。

この小考では、このような何故「古今集」仮名序で六義が言い成
されたのか、あるいは『毛詩』大序にもとづく六義を転用した序文
作者の心情・意図はどのようなものであったのか、ということには
触れずに、和歌六義の原拠について、考えられることを記すにとど
める。

注1 両序の六義を適切に説明できるような六義説を求めて、これ
まで次のような論及がなされている。その大要をみると、次のよ
うになる。

①おおむね空海『文鏡秘府論』に引かれる王昌齡・釈皎然の説に
依ったものとする。（能勢朝次「古今集序六義の再検討」、『国
語国文』四巻八号、昭和九年八月）

②仮名序の「かぞへ歌」「なすらへ歌」「たとへ歌」（それぞれ
賦・比・興に該当）については直接、鐘嶸『詩品』の三義説によ
り、さらに大序の風・雅・頌に関する説及び、空海『秘府論』の
六義説、並びに詩経の諸注釈による。（市川寛「古今集序六義に

ついで、「國語国文」六卷十号、昭和十一年十月及び同誌二十一卷九号)

③中唐期の詩文家系統に行われた修辭的解釈で、特に王昌齡「詩格」、寂皎然「詩議」などが最も近い。「秘府論」そのものを見たのではなく、おそらく直接その原典を見たのであろうとする。

(小西甚一「文鏡秘府論考」下「六義と六義説の展開」昭和二十六年三月)

④仮名序の六義説は「毛詩」の大序を常識的に参照して、六義の日本名と例歌とを案出。詩序には、風雅頌の三つは説明があるの
で、仮名序もこの三つは詩序の説に従った。賦比興は詩序に説明がないので、仮名序は拠り所をもたぬまま、賦比興の平安時代の通説に従ったとする。(小沢正夫「古今集序の六義についての研究」、『日本学士院紀要』十四卷一号、昭和三十一年三月)

それぞれ例歌の解釈を含み、詳細な論及であり、その当否を形式的に定めることは出来にくい。その主旨から見ると、①と③とは同方向の議論であり、③は①を補訂したものと言える。つまり、平安時代「秘府論」を仮名序作者が見ることはほとんどなかったとされるからである。

注2 「毛詩正義」は「見在所目錄」に見えるばかりでなく、実際に当時の我国で読まれていたのが次の資料から確かめられる。

従五位上行大学博士兼越前権介・菅原佐世、従五位下助教・善淵朝臣永貞、外従五位下・船連副使麿等議言、定二年左伝云、夏五月壬辰、……毛詩云、廼立臯門、臯門有仇、廼立応門、応門將將(大雅「綿」の一部)。正義云、魯有庫門雉門。云々。(「三

代実録」卷20・清和天皇・貞観13年10月21日)

すでに大学博士、助教等が「毛詩正義」を読んでいたことがわかる。古今集序文作者が読んでいた可能性は十分考えられる。

注3 小西甚一「文鏡秘府論考」下、P. 367-369参照。

注4 なお、諷歌をそへ歌と訓ずるのは、神武天皇紀に見える、との指摘が、眞淵「古今集序表考」にみえる。

「考ふるに神武天皇紀に諷歌と有を今本にそへ歌と訓たるが早き世の訓ならば、爰はそれによりたる言なるべし。」

注5 眞名序・仮名序の先後関係についてはまだ決着を見ていないようである。久曾神昇「古今和歌集序の論」(『國語国文』八卷八号)等参照。

注6 この陽明本の性格については、西下経一「古今集伝本の研究」(明治書院)P. 27-37に詳しい。

注7 この仮名序作者の意図については、拙考「六義の意味するもの——古今集両序を中心に——」(『国文学研究』発表予定)参照。